

第百八十九回国会
衆議院
総務委員会
議 録 第 八 号

平成二十七年三月二十日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 梶屋 敬悟君

理事 石崎 徹君 理事 石田 真敏君

理事 菅家 一郎君 理事 坂本 哲志君

理事 山口 泰明君 理事 奥野総一郎君

理事 水戸 将史君 理事 稲津 久君

あかま二郎君 秋本 真利君

池田 道孝君 大西 英男君

鬼木 誠君 金子万寿夫君

金子めぐみ君 川崎 二郎君

黄川田仁志君 白須賀貴樹君

新藤 義孝君 鈴木 憲和君

田所 嘉徳君 田畑 裕明君

高木 宏壽君 橋 慶一郎君

土屋 正忠君 長坂 康正君

古川 康君 前川 恵君

武藤 容治君 宗清 皇一君

山田 賢司君 山田 美樹君

逢坂 誠二君 黄川田 徹君

近藤 昭一君 武正 公一君

福田 昭夫君 高井 崇志君

吉村 洋文君 濱地 雅一君

梅村さえこ君 田村 貴昭君

吉川 元君 長崎幸太郎君

総務大臣 高市 早苗君

総務副大臣 西銘恒三郎君

総務大臣政務官 あかま二郎君

総務大臣政務官 武藤 容治君

総務大臣政務官 長谷川 岳君

政府参考人 安藤 友裕君

(総務省情報流通行政局長)

参考人 (日本放送協会経営委員会 委員長) 浜田健一郎君

参考人 (日本放送協会監査委員会 委員) 上田 良一君

参考人 (日本放送協会会長) 榊井 勝人君

参考人 (日本放送協会専務理事) 吉国 浩二君

参考人 (日本放送協会専務理事) 石田 研一君

参考人 (日本放送協会専務理事) 福井 敬君

参考人 (日本放送協会理事) 森永 公紀君

参考人 (日本放送協会理事) 島山 裕子君

参考人 (日本放送協会理事) 森永 公紀君

参考人 (日本放送協会理事) 島山 裕子君

参考人 (日本放送協会理事) 島山 裕子君

参考人 (日本放送協会理事) 島山 裕子君

参考人 (日本放送協会理事) 島山 裕子君

参考人 (日本放送協会理事) 島山 裕子君

参考人 (日本放送協会理事) 島山 裕子君

参考人 (日本放送協会理事) 島山 裕子君

参考人 (日本放送協会理事) 島山 裕子君

参考人 (日本放送協会理事) 島山 裕子君

参考人 (日本放送協会理事) 島山 裕子君

参考人 (日本放送協会理事) 島山 裕子君

参考人 (日本放送協会理事) 島山 裕子君

参考人 (日本放送協会理事) 島山 裕子君

参考人 (日本放送協会理事) 島山 裕子君

参考人 (日本放送協会理事) 島山 裕子君

参考人 (日本放送協会理事) 島山 裕子君

参考人 (日本放送協会理事) 島山 裕子君

参考人 (日本放送協会理事) 島山 裕子君

参考人 (日本放送協会理事) 島山 裕子君

参考人 (日本放送協会理事) 島山 裕子君

参考人 (日本放送協会理事) 島山 裕子君

参考人 (日本放送協会理事) 島山 裕子君

参考人 (日本放送協会理事) 島山 裕子君

参考人 (日本放送協会理事) 島山 裕子君

参考人 (日本放送協会理事) 島山 裕子君

参考人 (日本放送協会理事) 島山 裕子君

参考人 (日本放送協会理事) 島山 裕子君

参考人 (日本放送協会理事) 島山 裕子君

参考人 (日本放送協会理事) 島山 裕子君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出第一〇号)

〇梶屋委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として日本放送協会経営委員会委員長浜田健一郎君、日本放送協会監査委員会委員上田良一君、日本放送協会会長榊井勝人君、専務理事吉国浩二君、専務理事石田研一君、理事福井敬君及び理事森永公紀君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇梶屋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として総務省情報流通行政局長安藤友裕君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇梶屋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〇梶屋委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。福田昭夫君。

〇福田(昭)委員 民主党の福田昭夫でございます。

地デジへの移行につきましては、総務省を先頭にNHK、民放を初め放送設備関係者などの御努力で法律の期限内に終了するということについては、敬意と感謝を申し上げたいと思います。今後は、ぜひ残された難視聴などに對しても配慮して頑張っていただきたい、こう思っております。

それでは、通告したNHKの問題についてお聞きしたいと思っております。

順序を変えて、時間の関係で、二番目の方から質問に入りたいと思っております。

NHK関連団体調査報告書の破格の経費支出問題についてであります。

まず一つ目ですが、調査委員会の構成及び調査期間などについてお伺いをいたします。

調査委員の年齢、それから弁護士としての経験年数、それをまずお聞かせいただきたいと思っております。

〇榊井参考人 お答えいたします。

調査期間は、平成二十六年三月二十四日から八月二十五日まででございます。

調査委員会は会長直属の諮問機関、委員は、小林英明弁護士を委員長とする三名の弁護士でございます。

小林弁護士は、企業統治の専門家でございますし、危機管理や不祥事対応に造詣が深い弁護士でございます。(福田(昭)委員)聞いているのは年齢と、弁護士としての経験年数を聞いていますと、呼ぶ(経験という)ことで申し上げておりますが、他の二人は経理と法律に詳しい方。それから、この方たちは小林弁護士が選任いたしました。

NHKとして弁護士の年齢や経験年数は承知しておりますが、法律事務所が公開しているホームページによりまして、小林弁護士は、昭和五十八年登録、弁護士三十二期でございます。木内弁

護士は、平成十八年登録、五十九期でござい
ます。辺弁護士は、平成二十三年登録、六十四期に
なっております。

○福田(昭)委員 事務方でも結構ですから、しつ
かり、年齢が何歳で、弁護士として何年仕事して
いるのか、それをちゃんとはっきり答えてくださ
い。

○石田参考人 済みません、年齢の方は把握して
おりませんが、先ほど、経験年数でいえば、小林
弁護士、木内弁護士、辺弁護士は、それぞれその
ときに登録していますので、それ以後、弁護士を
しているものと認識しております。

○福田(昭)委員 それは、登録したときから数え
て何年になるんだ、この調査のときまで。はつき
り答えてください。

○石田参考人 小林弁護士は昭和五十八年登録で
すので、三十年余りになります。それから、木内
弁護士は平成十八年ですので、九年余りになりま
す。辺弁護士は平成二十三年登録ですので、四年
ということになります。

○福田(昭)委員 年齢は把握していないんです
ね。まあ、とにかく小林弁護士だけは経験があり
そうですけれども、あと二人の弁護士はそれほど
経験がない、こういう構成になっているようであ
ります。

それでは、今回、この調査委員会は、なぜ三人
とも同じ法律事務所に委託をしたんですか。その
理由をお聞かせください。

○石田参考人 調査委員会は、会長直属の諮問機
関として成立しまして、会長から小林委員長にお
願いいたしました。そして、ほかの二人について
は、小林弁護士が選任したというぐあいに承知し
ております。

○福田(昭)委員 多分、以前こうした調査委員会
をつくったときには、三人それぞれ別な弁護士事
務所に所属している人たちに委嘱したわけですが、
やはりここに疑われる理由というのがありま
すね。それだけ指摘しておきたいと思います。

二つ目、調査、検証事項及び調査方法について

は、この概要報告書のとおりだというふうに思っ
ておりますが、そのとおりでよろしいですね。

○榎井参考人 調査は、NHKビジネススクリエ
イトとNHK出版の不祥事案件について、原因の究
明やそれぞれの調査、対応の妥当性を調べまし
た。

その中で、NHKの関連団体に共通する要因を
検証するために、他の関連子会社も調査の対象と
いたしました。

調査は、関連する資料の調査と、社長及び経
理担当者のヒアリングで行われました。

○福田(昭)委員 次に、三つ目の質問に入ります
けれども、この調査報告書は、先ほども話があり
ましたが、要約版が公表されただけで、詳細内容は一
部の経営委員と理事に手渡されただけで、NHK内
部の幹部すら知らされていないということであ
りますが、会長、本当ですか。

○榎井参考人 お答えいたします。

調査報告の要旨は、NHKのインターネットで
全役職員に公開するとともに、外部向けの公開
ホームページでも、視聴者の皆様にも公開して
おります。

また、調査報告書は、全経営委員と会長、副会
長、全理事及び関係の部長に配付して共有いた
しました。

○福田(昭)委員 その調査報告書、我々もいた
いたんですが、これは真つ黒なんですね。とても
とても、調査報告書をいただいても、どこがどう
指摘をされて、どこをどう直していいのかわか
らないんです。黒塗りだらけ。これはいただい
てもほとんど意味がない、本当に。

それでは、この小林弁護士はどういう方です
か。NHKとの関係、あるいは会長との関係を教
えてください。

○榎井参考人 先ほども申しましたように、小林
弁護士は、不祥事であるとかそういうものもろ
のことにお詳しい弁護士でございます。

私との関係については、これは、小林弁護士を

選任するに当たりまして、私は一切関与しており
ません。そして、たまたま選ばれたのが小林弁護
士で、結果として、小林弁護士はユニシスの顧問
弁護士であつたということでございます。

○福田(昭)委員 さっきの理事の答えと違うん
じゃないですか。会長が頼んで、こういう話でし
たよ、委嘱してと。

小林弁護士は、NHKの経営委員もやっていた
ことがあるんじゃないですか、ないですか。

○榎井参考人 やつておられたと聞いておりま
す。

○福田(昭)委員 NHKとの関係を聞かれたら、
そう答えなくちゃまずいんじゃないですか。

しかも、小林弁護士は、安倍総理とも親しく
て、安倍総理の訴訟事件にも弁護士としてかか
つた、こういうこともあるようでございます。

次に、四つ目ではありますが、では、この委託
料、今いろいろな方に疑われているんですね、幾
らかつたのかということ。その総額をぜひ教
えてください。一人一人の弁護士費用はいくら
から、全体で幾らかつたのか教えてください。

○石田参考人 お答えします。

小林弁護士が所属する事務所の基準により、時
間制で支払いました。金額は社会的に適正な額と
考えていますが、個別の契約に関するものであ
り、その公表については差し控えていたくださ
います。

○福田(昭)委員 これは、委託料がえらく高額
だったといつて疑われているんですよ。

私、ちなみに、その契約の期間から土曜、日
曜、祝祭日を差し引いてみました。そうしたら、
何と実働日数は百五日です。報告書はA3判で、
たったの三十七枚です。ちまたでは、八千万とか
一億とか言われているわけでありまして。仮に八千
万支払つたとすると、一人頭、日当二十五万円を
上回ります。ほかの弁護士事務所などに聞いてみ
ますと、通常、この程度のものでは一千万ぐら
いじゃないかな、こう言われておりまして、そう
すると、日当、一人頭三万一千円ぐらい、こうなる

わけですね。
どう考えても破格の値段ではないのか、こうい
うふうに疑われているわけでありまして。疑われて
いることを証明するためには、しっかりと総額を
公表すること、これが一番ですけれども、どうす
か。

○石田参考人 先ほど御説明した理由により公表
は差し控えていたんですが、三人の
委員の先生のほかに、同じ弁護士事務所の補助員
の方が弁護士として五人指名されております。さ
らに、その補助員を手伝うアドバイザーのよう
な形で働いた方もいらっしゃるようで、そういう
人も含めて報酬を支払っております。

○福田(昭)委員 何かおかしいじゃないですか。
だって、調査委員として頼んだのは三人でしょ
う。そのほか補助員も使うとか。そうしたものの、
補助員を含めて、では総額は幾らなんですか。ま
すます一人頭はわからなくなりますが、どうぞ
教えてください。

○石田参考人 それらについては、個別の契約に
関することでありまして、公表については差し
控えてさせていただきます。

○福田(昭)委員 どうも納得できませんね。
これは、疑う人は、会長がこの弁護士たちに便
宜供与を図つたのではないか、そんな言われ方も
しているんですよ。便宜供与を図つたということ
は、刑法に触れる、刑事事件にもなるというこ
とですよ。だから、発表したらどうですか。

○榎井参考人 先ほども申し上げましたように、
小林弁護士が選任されるに当たりまして、会長は
一切タッチしておりませんで、現場に任せて、現
場の専門家に任せて弁護士の選任を行いました。
た。

そして、先ほども言いましたけれども、小林弁
護士がたまたま私が前いた会社の顧問弁護士をさ
れておつたということでございます。年に一回の
株主総会のときには顔を出されておりましたとい
うぐらいでございます。

○福田(昭)委員 だんだん怪しくなってきました

ね。

事務方に任せたと言うんですけれども、さっきの理事さん、それは任されてやったんですか、どうなんですか。

○石田参考人 お答えいたします。

この委員会が発足した時点では、私は放送担当の理事でしたので、直接その選任にはかわかっておりません。前任の理事とか、事務方がいろいろ検討なさったのだと思います。

先ほどの答弁は、これは会長の直属機関ということで、最終的に会長と小林委員長の間で契約ができていたということとで会長の直属委員ですが、その間にどのような形で選考を行われたか、ちよつと私が引き継いだときにはもう既に体制ができていたところなので、その経過については私の方からは、申しわけありません、ちよつとつまびらかでございません。

○福田昭委員 浜田委員長、会長があらぬ疑いを受けているんですよ。会長もきつと、不徳のいたすところだ、こう言うんだと思いますけれども、会長の性格がこういうふうに疑われているんですよ。

ですから、浜田委員長、総額を発表して誰か困る人はいませんか、委託料をですよ。今回の調査委員会の委託料の総額を発表して、誰か困る人はいませんか。私、困る人はいないと思うんですけれども、むしろ会長が救われるんじゃないですか、適切な値段であつたら、どうですか。

○浜田参考人 契約情報の公表につきましては、執行部において適切に判断されるものというふうを考えております。

○福田(昭)委員 委員長、会長はわからないでしようけれども、理事の皆さんもよく聞いてください。

今、国の役所も地方の役所も、契約金額をみんな公表しているんですよ。場合によっては、公共工事の入札予定価格まで公表している、事後には、事前に公表しているところもありますけれども、大体の役所は、事後に予定価格まで公表して

いる。

予定価格までは公表していないけれども、事後の契約の金額は国の役所もちゃんと公表していますよ。ですから、この委託料も、NHKもやはり国、地方自治体に準じて公表すべきじゃないですか。それが国民の皆さんの受信料で成り立っている公共放送としてのNHKの役割ですよ。いかがですか、浜田委員長。

○浜田参考人 報告書にもありますけれども、視聴者からの受信料で成り立っているNHKで働く者は、公私の区別が極めて重要であり、会長は高い倫理観と説明責任が求められることを常に意識して行動すべきだというふうに考えております。

○福田(昭)委員 会長、どうですか。経営委員長からそういう話がありました、公表する考えはありませんか。考えを改めたらいかかと思ひますけれども。

○榎井参考人 小林弁護士が所属します長島・大野・常松という法律事務所でございますが、その基準により時間制でお支払いしました。金額は、社会的にも適正な金額と考えておりますが、個別の契約に関することでもあり、その公表については差し控えたいと思ひます。

○福田(昭)委員 会長、わかつていないね。

今、国の役所も地方の役所も、どこの会社と幾らで契約したかというのはいくらも公表しているんですよ、事後に。事前に予定価格まで公表しているところもあるけれども、事後にはきちつと予定価格と契約額とを公表しているんですよ。やはり国に準じた取り扱いをしつかりすべきだと思います。それを知らないんだつたら、やはり放送法を改正するようにですかね、委員長。そういうことだけ言っておきたいと思ひます。

時間がなくなつてきましたので、最後に、やつぱりどう考えても榎井会長には公共放送、NHK会長としての資質がない、私はそういうふうに考えました。

今までは、思想信条、考え方は、これは榎井会長が七十になつて簡単に変えられるわけないか

らしやうがないかなという諦めの気分もありましたけれども、しかし、お金の使い方、受信料の使い方までおかしくなつてきたということであれば、これはもうやめてもらうほかはない、私はそう思ひます。

ですから、今回、私、質問しないつもりでいたんですが、実は、ファクタという雑誌だけじゃなくて、NHKを心配する、NHKの誰だかわかりませんが、職員の方から内部告発が来たので、こういう質問をしているんですよ。

榎井会長、そろそろあなたも観念した方がいいと思う。そろそろ、もうやめた方が、NHKの職員の皆さんのためでもあるけれども、やつぱり日本国民のためでもある。

そのことをしつかりお伝えして、私の質問を終わります。

浜田委員長、ぜひ経営委員会で詰つてくださ

い。

○榎井委員長 次に、奥野総一郎君。

○奥野(総)委員 榎井会長、連日お疲れさまでござひます。引き続きよろしくお願ひします。

時間もありませんので、早速、質問に入つてい

きたいと思ひます。

まず、週刊文春に取り上げられました「クロースアップ現代」の問題ですね。「クロースアップ現代」の中の一部の映像がやらせではないか、こういう記事でございます。

記事によれば、松木氏という、仮名でしようが、そういう方が記事の中でお話をされて、プロカー役を演じたというふうになつております。N記者は自分に向かつて、プロカーのようなかけ合ひをしてほしいと依頼してきたんだ、こういうふうになつてい

きたと思ひますね。これがもし事実だとすれば、やらせ、捏造とも言えるような大問題です。

昔、ムスタンの事件というのがありました。大分前ですけれども、ムスタン王国というところで、やらせがあつた、過剰な演出があつたということで、それが原因で今のBPOに当たるものができた経緯もあります。これほどやらせとか捏造というのは重い。古くは朝日新聞も、サンゴに傷をつけて社長がやめられた、こういうこともございます。

ですから、これは徹底的に事実を明らかにすべきと思ひます。ムスタンのときは臨時の調査委員会までつくつてやつておるんですが、そういった取り組みを今やつておられるんでしょうか、会長。

○森永参考人 お答えします。

御指摘の件につきましては、記事を詳細に精査し、取材プロセスの確認などを現在進めているところでもあります。今後、こうした取り組みを踏まえて対応を考えてまいりたいと思ひます。お尋ねの、平成四年に放送いたしました「NHKスペシャル 奥比マラヤ 禁断の王国・ムスタン」の際は、局内に調査委員会を設けて内容を検討し、その結果を公表いたしました。

○奥野(総)委員 もう一度。

では、今回は局内にそういう調査委員会は設けないということなんですか。

○森永参考人 現在、今詳細な記事の内容を精査しているところござひまして、その取り組みを踏まえて今後の対応を考えてまいりたいというふう

に思ひます。

今、御指摘されました男性のことも含めて、現在調べているところでございます。

○奥野(総)委員 では、近々、調査が及んで、その結果を明らかにされるということでしょうか。

○森永参考人 内容が詳細にわたっておりまして、今その一つ一つについて、事実の確認、取材のプロセスを検討しております。それで、そういう調査にしばらく時間がかかるということをお願いいたします。

○奥野(総)委員 会長に伺いたいんですが、これは、やはりNHKの会長として、きちんと調査をして、明らかにすべきじゃないですか。もし事実と違うというのなら、この出版社に抗議をすべきでありまして、もしこういう事実があるのであれば、ムスタンとかも、当時は訂正放送もやったわけです、厳正に対処すべきだと思っておりますが、そういう調査機関を設けるか否か。

それから、調査結果についてきちんと公表する。まずこの委員会にも御報告いただきたいんですが、委員会にも御報告いただき、それを公表する意思があるかどうかということをお願いしたいと思います。

○榎井参考人 お答えします。ただいま森永理事から御説明がありましたように、現在いろいろ調査中でございます。それによりましては、当然、さらに強い調査を続けていくということはある可能性を否定していません。今、あらゆる可能性を否定していません。

そういう意味において、それは、話の展開によつては調査委員会を設けなさいかぬともあるでしょうし、それから、その結果については公表しなさいかぬということもあるだろうというふうに思っております。

○奥野(総)委員 この記事が出てから、非常にテンポが遅いように思うんですね。当事者にまだ全然話を聞いていない。推測ですが、恐らく記者の方しかまだ聞いていないと思うんです。まず、それをテンポアップして、きちんと事実を把握して

いただくこと。

それから、最後、公表しないかもしれないというのを今おっしゃったと思うんですが、それは間違いだと思ひます。

とにかく、どんな結論が出て、これだけ騒がれているわけですから、きちんと世の中に説明する。毎回ホームページで、去年の佐村河内さんのときにもそうでした、必ず見解をアップしておられますよね。調査をきちんとした上で、この件について公表する、この委員会に報告をし、公表するということをお約束いただきたいんです。

○榎井参考人 ただいま申しましたように、私は、あらゆる可能性を否定していませんし、あらゆる可能性がオープンであります。こうした取り組みも踏まえて、今後適切に対処してまいります。

○奥野(総)委員 委員長、こればかりやるわけにいかないの、理事会に提案したいんですが、この件について、速やかに調査をしていただき、その結果について理事会に御報告いただきたいというのを求めたいと思ひます。

○榎井参考人 後刻、理事会で協議をいたします。

○奥野(総)委員 それから、例のタクシー問題ですね。時間が限られていますけれども、監査委員に伺ひます。

会長は当初から、みずから負担する、こうおっしゃっていたとなつていますけれども、この調査報告書を見る限りは、「判明した事実」というところに、会長がみずから負担すると言つたということと書かれています。監査委員と会つたとき初めて、当初から負担する意思があつた、こう書かれていたわけでありまして。

ということ、そういう証言がとれなかった、会長が秘書室長などに当初から負担すると言つていたという証言がとれなかったということじゃないでしょうか。いかがですか。

○上田参考人 お答えさせていただきます。調査の過程で聴取した具体的内容につきましては

では、公表することを差し控えていたのだかといと考へますけれども、監査委員会は、みずから直接関係部局や秘書室を対象にヒアリング等を行い、複数の対象者からの聴取内容等を総合的に勘案して、監査委員会報告書記載のとおり事実関係を確認し、本件について、プライベート目的の利用での手配の要請であること、会長が手配を要請した時点でみずからハイヤー代金を負担することについては、会長と秘書室のいづれも了承していたと判断いたしました。

なお、複数の対象者からの聴取内容は、主要な点において一致しており、これを覆すような事実等は見られませんでした。

以上です。

○奥野(総)委員 きのうの会見もそうですね。読売新聞も書いていましたけれども、当初からといったときに、秘書室に発注した時点で、タクシーのプライベート利用を秘書室に会長が申し出した時点で、みずから負担する、こう言つたということ、これは、事実確認できていないということですね。

○上田参考人 お答えさせていただきます。

繰り返しになりますけれども、調査の過程で聴取した具体的な内容については、公表することは差し控えたいと考へますけれども、監査委員会は、みずから直接関係部局や秘書室を対象にヒアリング等を行い、複数の対象者からの聴取内容等を総合的に勘案して、監査委員会報告書記載のとおり事実関係を確認し、本件について、プライベート目的の利用での手配の要請であること、会長が手配を要請した時点でみずからハイヤー代金を負担することについては、会長と秘書室のいづれも了承していたと判断いたしました。

なお、複数の対象者からの聴取内容は、主要な点において一致しており、これを覆すような事実等は見られませんでした。

以上です。

出てきていないわけですから、総合的に判断したとしか言えないわけでありまして。

そのあたり、きつちり監査していただきたいんですが、こうなつてくると、大事なものは、当初から本当に会長が支払う意思があつたか、みずから支払う意思があつたかどうかということなんです。

そこで、大事なものは、ハイヤーの乗車票なんですよ。乗車票、朝日の記事によれば、会長の署名があつたということなんです。

この署名について、ごらんになりましたか。筆跡をごらんになって、筆跡のチェックをされたでしょうか。

○上田参考人 お答えさせていただきます。

調査の過程で聴取した具体的な内容については、公表することを差し控えたいと考へます。

以上です。

○奥野(総)委員 質問に答えていただきたいんですが、チェックしたかどうか、その結果、榎井会長の署名じゃないと判断されたから、こういう記載になっているんじゃないですか。

○上田参考人 お答えいたします。

本件、ハイヤー乗車票の写しの内容については確認をいたしました。

ただ、これ以上の具体的な調査手法、内容については、基本的には公表を差し控えてさせていただきます。

○奥野(総)委員 この報告書は、読むと、秘書室長の手続がずさんだったということがほとんどなんです。会長について、当初から払う意思があつたかどうかということについて、エビデンスが一切出てこないんですね。今言つたように、秘書室の証言もなければ、伝票の現物も出てきていないわけですよ。

この問題の鍵は、会長が当初から払う意思があつたかどうかというのは非常に重要な点なんです。ですから、このサインが誰のものであるかというの重要なポイントだと思います。

ぜひ、これを委員会の方に提出いただけないで

しょうか。これが出れば、非常に明らかになるわけですね。もし、会長の秘書以外の筆跡でないということが明らかにすれば、非常にクリアになります。会長の筆跡というのはあちこち、ホームページ等でも確認できますから、ぜひ伝票を出していただけないでしょうか。

○上田参考人 お答えさせていただきます。

一般に、監査に当たって収集した資料につきましては、個人情報保護や今後の監査活動への影響などを考慮して、公表は控えさせていただきます。

本件ハイヤー票につきましても、公表は控えさせていただきますと考えております。

○奥野(総)委員 会長の署名が個人情報とは思えないですね。公人なんですよ、会長は。

しかも、これは受信料の経理処理なんですね。これは通告していませんが、受信料については、放送法の七十三条というのがありまして、これによれば、「協会の収入は、第二十条第一項から第三項までの業務の遂行以外の目的に支出してはならない。」こう書かれています。要するに、NHKの業務にしか使えない。

このコンメンタールですけれども、受信料は協会の目的を達成するために徴収を認められたものであるから、一切の収入は業務の遂行のために支出すべきである、そういう趣旨でこの規定があるということなんです。

ハイヤー代金について、二月二十七日に一旦払った、こう書かれていますね。これは、受信料を目的外に使った、支払ったということで、この放送法の七十三条違反になりませんか。

○上田参考人 お答えいたします。

現時点ではコメントを差し控えていただきたいというふうに思います。

○奥野(総)委員 そんな検討もしていなくて、きちんとした監査と言えませんか。監査委員として職務を果たしていると言えるでしょうか。そもそも放送法違反のおそれがあるわけですよ。条文もちゃんと読んでいない、しかも証言

もきちんととれていない。秘書室にいつ頼んだか、いつ自分が払うと言ったかということも証言もとれていない。伝票のチェックも筆跡のチェックも。どうなんですか、はつきりおっしゃれないじゃないですか。

きのう私のところにお見えになったときに、チェックについてはちゃんとやっていないようなことをおっしゃっていただくと、ここで言うのもあれですけども。ちゃんとやったのか、非常に疑念が残ります。しっかりと調査をしているのかということに、非常に疑念が残るわけですから、このタクシー乗車票を委員会の方に提出をお願いできないでしょうか。

委員長、理事会に協議を求めます。

○榊屋委員長 ただいまの案件につきましては、後刻理事会で協議をさせていただきます。

○奥野(総)委員 済みません、総務省に、これは通告してないんですが、今の七十三条の解釈について、コメントは今できますか。

○高市国務大臣 七十三条は、やはりNHKは受信料の負担によってその業務が支えられておりますから、業務の遂行以外の目的に支出してはならないということでございます。

御指名いただきましたので、ちょっと先ほどからのやりとりを私も伺っております。まず、NHK及び親井会長におかれましては、受信料によって運営される公共放送の社会的責任の重さというに鑑みて、やはり国民・視聴者から疑念を持たれることのないように、今回の監査委員会の調査報告、あと経営委員会の見解も踏まえて、再発防止にしっかりと対応していただくということが必要でございます。

そしてまた、先ほどの「クローズアップ現代」の話もございました。これも、放送法上、放送事業者というのは、みずからの責任において番組を編集し放送を行うこととされていますから、総務省として、個別の番組についてコメントをしたり、それぞれの週刊誌の報道についてコメントをするということは適切ではございません。

しかしながら、やはり国民の、視聴者の皆様の信頼あつてこそそのNHKでございますので、NHKで調査中と聞いていますけれども、しっかりと調査をしていただいて、委員おっしゃいますように、国民・視聴者に対する説明責任は果たしていただきたい、こう考えております。

○奥野(総)委員 大臣も、私のまさに望むところを答えていただきました。この「クローズアップ現代」については、徹底的に調査をいただき公表いただきたい。これは、引き続きこの委員会でも取り上げていきたいと思います。

また、今御答弁ございましたけれども、これは放送法違反のおそれが非常に強いですね。どう考えても業務外の受信料の使用でありますから。もう一度これは監査をしっかりとしてください。

委員会の方で、今の放送法違反については理事会の方でコメントを求めます。委員長、いかがでしょうか。

○榊屋委員長 その件も含めて、理事会で協議をさせていただきます。

○奥野(総)委員 経営委員長に聞こうと思つたんですが、最後に、法案の方を一回だけ伺いたいと思ひます。

きょう廃止になります高テレビ法の法案というのは、原口大臣時代に取り組んだ法案でありまして、この法案自体は平成十一年に成立したんですけれども、原口大臣時代になりに進捗があつたという聞いています。

過去からどのような取り組みをして、法案廃止に当たり、現在どのようなようにこの法案が成果を上げたか、この法案の役割について、せっかくですから伺いたいと思ひます。

○榊屋委員長 高市大臣、時間が来ております。簡潔にお答えをお願いします。

○高市国務大臣 この法律は、民間放送事業者の地上デジタルテレビ放送施設の整備を支援するために、平成十一年に制定されました。この法律に基づきまして総務大臣の認定を受けた施設整備計画について、債務保証の措置や税法

上の優遇措置が講じられてまいりました。具体的には、地上系の民間テレビ放送事業者百二十七社全社が認定を受けて、固定資産税等の優遇措置の適用を受けました。債務保証は結果として活用はされませんでした。

でも、このような支援措置がありましたことによつて、デジタル中継局などの地上デジタル放送施設が早期に整備されて、地上デジタル放送の普及が達成されたと思っております。

○奥野(総)委員 どうもありがとうございます。以上で、質問を終わりたいと思ひます。

○榊屋委員長 次に、高井崇志君。

○高井委員 維新の党の高井でございます。先日引き続きまして、私は、経営委員そして会長の任命の制度、放送法で決められているこの制度にいろいろ問題があるんじゃないかという観点から質問したいと思ひます。

私も実は、総務省、旧郵政省の職員でございまして、放送行政に携わったこともございます。経営委員を決めるというのは、総務省の事務方としては、一つの大きな仕事だと思ひます。通常であれば、肅々と公正中立な立場からふさわしい委員を、最終的には総理が任命するわけですけども、やはり所管の官庁である総務省がいろいろ候補を出すというのが通常だと思ひます。一昨年、二〇一三年の十一月と十二月に相次いで就任された百田委員、本田委員、長谷川委員、中島委員、この方が、安倍総理とだけだけ近い、あるいは思想信条が似ているかということ、もう何度この委員会でも繰り返されていますし、いろいろな報道もされていますので、繰り返します。

問題だと思ひるのは、菅官房長官が当時の記者会見で、首相がみずから信頼し評価している人をお願いするのは当然のことだと、総理が好きの人を選んでいいんだと言わんばかりの記者会見をされているわけですけども、このときの、今の四名の経営委員の任命について総務省としてはどういう立場で携わったのか、お聞かせください。

○安藤政府参考人 お答えいたします。

経営委員の選任に当たりましては、放送法第三十一条の規定に基づきまして、公共の福祉に關し公正な判断ができること、広い経験と知識を有する者のうちから、教育、文化、科学、産業といった分野などを考慮して、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命することとされているところでございます。

御質問の点につきましては、平成二十五年十一月五日の参議院総務委員会において、当時の新藤大臣が、NHK経営委員の候補者の選定に当たりましては、今申し上げましたような、放送法を所管する立場から、私、これは新藤大臣になります、任命権者である総理と御相談しながら、現時点で最善と考えられる人選を行ったと答弁されたというふうに承知しております。

○高井委員 もうこれ以上聞いても水かけ論なので、私はやはり、今の総務省の事務方が公正中立な観点から選ぶというこれまでの、ずっと慣例で行われてきたやり方であればいいと思います。が、今回のような明らかに総理に近い方が選ばれる、そしてその方が会長を選ぶことになるわけですから、この間も言ったイギリスのBBCのように公募制であるとか、あるいは有識者の外部の委員会などを設けて、そういったところが推薦をして、最後は総理の任命でもいいんですが、国会同意人事もありますからいいんですが、そういう透明な選考過程が必要だと思えます。

これも大臣に聞くかと思つたんですが、きょうは、時間がありますのでもう結構でございます。そういう意見だということをお願いしておきます。

それでは、経営委員が会長を決めるというのが今の放送法のルールでございますが、前回も御質問をいたしました、二〇一三年の十二月十三日に、指名部会というのが経営委員会において組織された、行われた。

そこで、経営委員長にお尋ねしますが、先日の三月十三日の総務委員会で経営委員長は、梶井会

長という名前を初めてその場で封筒か何かを開封して知つたというふうに答弁されているんですけども、委員長は本当にそれまで知らなかったんですか。

○浜田参考人 委員長の私も、封を開封するまでは、候補者として推薦されていることを存じ上げませんでした。

○高井委員 読売新聞の朝刊二面にトップで、梶井会長有力というふうに出て、その新聞の中にはこうも書かれています。その中では、「経営委員の間では、「梶井氏の経営手腕を評価する声が多いという。」と。

事前に経営委員の間ではそういう梶井会長の名前が挙がっていて、そして事前の根回しがあつたと思われるわけですが、そういうことはなかったんでしょうか、経営委員長。

○浜田参考人 先ほど申し上げたとおりでございます。私自身も、委員長として事前に名前を入手できないのは委員会運営としていかなるものかという個人的な感情を抱きました。が、いざいざして、新聞報道につきましては、前回も申し上げましたけれども、私は、取材も受けておりませんし、会長の任命手続は、私どもとしてはルールに基づきまして粛々とできたというふうに思っております。

○高井委員 委員長もちょっと不満を漏らすぐらい厳格な制度だということかもしれません。

しかし、そのときの決め方、議事録というのか、前回、経営委員長が私の質問にこう答えられています。複数の方が推薦されておりました、その中で採決をして、一番最初に現会長の採決になりまして、そのときに全会一致になつたという御答弁をされていますね。

ですから、ほかに複数の方もいらつしたんですよ。しかし、その中で、一番最初に梶井会長で採決をして、あとの方は審議すらしていないんじゃないんですか。

○浜田参考人 お答えいたします。採決をしましたけれども、全会一致で、全員の

賛成を得られたのがお一人だつたという記憶をしております。

○高井委員 今、委員長、もう覚えていらつしやなくて、後から事務方が審議していますと言つたのが聞こえましたけれども、では、梶井会長以外のほかの方はどんな方だつたか覚えていいますか。

○浜田参考人 経済人、それから学者だつたというふうに理解しております。

○高井委員 それでは、その一週間後に、今度は梶井会長が所信を述べておられます。これも議事録に載っております。経営委員会の議事録で、梶井会長が入室されて、所信を話します。「梶井です。宜しく願ひします。」と。「私はNHKのことについて深く存じ上げているわけではありませんが、」と言つて、八行ぐらいのことをしゃべつておられます。この八行ぐらいのこと、これはちよつと要約しているのかもしれませんが、それでも、幾ら要約したといつたつて、せいぜい数分間の所信じゃないかと思いますが、その後、梶井会長の退室の後に各委員がそれぞれ意見を述べているわけですね。

そこは詳しく書いていますけれども、先日もし上げました、上村経営委員長代行は、若干言葉遣いなど懸念する部分がないではありませんが、と。それから美馬委員は、特に言葉を大切に公共放送として、誤解されることがない言葉の選び方には留意していただければと。室伏委員は、一つ心配なのは、御発言が誤解を招く可能性もあるのではないかと。

では、今まで全く名前も知らなかった人に決めて、そして初めて梶井さんと会つて、数分間所信を聞いて、そして三人の委員が少なくともこういう心配をされる中でいきなりNHKという非常に重要な会長を決めるというこの手続に問題はないですか。

○浜田参考人 会長候補者の推薦は十二月に行いました。委員全員が推薦する資格を持つており、複数の候補者が挙げられました。

梶井氏がNHKの会長候補として推薦された後、推薦理由、経歴、実績等を勘案し、本人からも所信を伺つて、実質的審議を行い、委員全員が資格要件に合致する方だと判断したものであります。

私どもといたしましては、内規に従つて自律的に肅々と実質的な審議が行われたというふうに考えております。

○高井委員 どう考えても、ほかの委員が何人かいらつした中で、経歴だけ見て、最初に審議した梶井会長だけ全会一致で、あとの方はどういう理由で否決されたのかわかりません。通常であれば、ほかの方も全会一致で決めて、そして最終的な候補者を何名か残して経営委員会で決めるというやり方もあるというのか、そういう方式もあるわけですか。

ところが、本当に梶井さんのことを誰も知らないような状態の中で梶井さんに決まつたというのは、やはりこれは、私がたびたび問題にしている、裏でというか別な意図があつて、もう梶井会長ありきだつたんじゃないかと。読売新聞の一面には「梶井」と出れば、それはほかの委員の方も、ああ、では、もうそういうことで決まっているのかというふうに思われたとも思います。

私は、梶井会長、ぜひお聞きしたいんですが、前回の答弁で、梶井会長に事前に、一週間後を覚えておくようにと、誰から、わからない人から連絡があつたという、記憶にありませんとお答えになっていますが、そんなことで本当にこのNHKの会長という職を引き受けられるものではないでしょうか。

もう一度、どなたからあつて、そしてどういふ思いでそれを受諾されたのかということをお聞かせください。

○梶井参考人 会長選任について、私は詳しいことを知つてはいるわけではございませんが、事実、この前も申したと思いますが、二十日と二十四日をあけておくように、こういうふうに言われたでございます。

○高井委員 私、過去の議事録を見たら、経営委員長からあけておこうというふうに答弁をされていますので、経営委員長からあつたんでしょ。しかし、いきなりNHK経営委員長から電話がかかってきて、一週間後をあけておこうにと言われて、それで会長が決まる、そんなことは世の中の常識としてどう考えてもあり得ないと思うわけです。

私は、先ほども、経営委員の選定過程にも疑問があるというのは、やはり、政権の意向があるんじゃないか、安倍総理あるいは菅官房長官が意中の人を送り込みたい、そういう思いがあったのではないか、そのことがその後の靱井会長の発言にもつながってくるんじゃないかと思っているわけです。

靱井会長にお尋ねしますが、菅官房長官とは、就任以前、御面識はありましたか。

○靱井参考人 お答えします。
全くございません。

○高井委員 それでは、就任後に、会長には菅長官から直接携帯電話が何度かかかっていると思いますが、それはどんなことを話されているんでしょうか。

○靱井参考人 週刊誌にいろいろ僕が官房長官と直接電話でやり合っているというふうなことが出ているんですが、今申しましたように、私は、官房長官とは全く面識がございませんで、就任してしばらくして議員会館に御挨拶に行ったというだけでございます。

○高井委員 聞いているのは、就任後で結構なんです、最近までも結構で、この一年以上で菅長官と何度も電話で話されておられますけれども、どんな話を、これは重要なことなんです。例えば番組の内容について菅長官からもし指示があったんだったらこれは大問題ですから、そうでないのであれば、どういってお話かということをお聞かせください。

○靱井参考人 番組に対する干渉なんというのは、一切受けておりません。

○高井委員 それでは、どういってお話なんですか。問題がないならお話しただいてもいいと思います。というお話だったんでしょ。

○靱井参考人 数回話したことはありますが、そういう会話を、携帯電話で何を話したかというとは、やはりパブリックにお話するような話ではないと思います。

ただ、再度申し上げますが、番組の編成とか、そういう内容についてのお話は一切ございません。

○高井委員 今申し上げましたように、政権からの関与というのを常に国民の皆さんはやはり心配をしているわけです。マスコミ含めて、まさに公共放送のトップという方は、そこに非常に厳しくなければならぬと思うわけでありますから、私は、この中身はお話ししていただきたいと思いますが、多分、これ以上お話ししても水かけ論だと思います。

会長、それでは、官房長官とさすがに直接官邸で会うということはないでしょうけれども、どこかホテルとかで、官房長官とかあるいはその秘書の方でもいいです、お会いされたことはありますか。

○靱井参考人 お答えいたします。
あつたかどうかも含めて、その御質問にはお答えできません。

○高井委員 会長のプライベート云々を聞く質問ではなくて、まさに権力、時の政権が関与しているのではないかという疑念に対する質問でございますので、そこは答えただけませんか。

○靱井参考人 個別の案件にはお答えするのを控えさせていただきますけれども、再度申し上げますが、そういう圧力的なものは一切ありませんし、それから、やはり番組を見ていただきたいと思えます。本当に圧力があつたような番組ができていたら御指摘いただきたいと思えますけれども、私は、NHKの番組が公平公正、不偏不党、何人からも規律されず、こういう基本的な方針に沿ってつくられているというふうに確信いたしております。

す。

○高井委員 実際、視聴者やあるいは現場の方からも、例えばNHKのニュースで、総理が記者会見をする、そのときに、総理がしゃべっていると同時にテロップが流れる、あるいは何か核心的なことを言うとズームが寄るとか、やはりそういう関与があるんじゃないかという声はあるんですよ。これは、現場の記者からあるんですよ、現場の方々から。ですから、こういう質問をしているわけです。

では、もう一つ聞きます。もう時間がありませんので。

この間の私の質問で、国際番組審議会で、河野談話は国の方針ではないと発言したことの議事録、まだ提出していただけていませんけれども、理事会で専務理事が説明されたと聞いています。会長がその発言をしたということは専務理事は認めたということですが、それでよろしいですか、会長。発言はされたということではよろしいですか。

○靱井参考人 本間に、国際番組で私が言ったことについては、非常に曖昧な部分もありましたので、担当部局で調べた結果、次のようなことでありました。

ことし一月九日のNHKの国際放送番組審議会では、委員の一人から、日中関係、日韓関係、あるいは原発問題などで国際的な緊張が高まっている中、ジャーナリズムとしての中立性、中立性というのには委員の方が使われた言葉ですが、客観性、国益に資する報道というところはぜひ引き続き慎重に考えながら報道してほしいとの御発言がありました。

これに対して私から、NHKの国際番組基準で、我が国の重要な政策、国際問題に対する公的見解などを正しく伝えると定められていることに触れた上で、本間に難しい、領土問題は日本政府の方針がはっきりしているが、例えば河野談話についてはそうではない、皆さんの御意見を伺いたいという趣旨の発言をしました。

担当部局が調べた結果、このようなことであつたというふうに聞いております。これは、そのときあれですね、ということでございます。

○高井委員 それでは、議事録を公開していただければいいんじゃないかと思えます。我が党も、今度のNHK予算をどうするかという議論をしていますけれども、やはり、情報公開、こういったところに不備があるんじゃないかという意見が多々ございますので、ぜひこの議事録の公開についてはお願いしたいと思います。

そういう意味で、最後にお聞きしたいのは、このハイヤーの問題は余りもう聞きたくないんですが、NHKのガバナンス、コンプライアンスということで、私は、最初の質問で、会長に非常にいい思いを伝えたいつもりです。現場の職員も非常に会長のことは評価しているんだと。そういう人もいるんだという声は実際に聞きました。

しかし、今回のこの件、会長になってからコンプライアンスも非常にうるさく言われて厳しくなつた、現場の職員は本心に疲弊して徹夜して働いていても厳しい監査を受けなきゃいけない、請求書なんか翌月払いはいまだ前だというようなかなり徹底したコンプライアンスがされている中で、今回、会長みずからがこういった問題にさらされていることについて、会長、どう思われますか。

○靱井参考人 お答えいたします。

何度も言っておることでございますが、一月二日にプライベートでゴルフに行ったことは事実でございます。

そして、これは、一月二日でございますので、秘書に対し、プライベートですから、公用車ではなくてハイヤーの配車を依頼しました。これはつまり、ハイヤーは金額もはつきりしますから、そういう意味で、プライベートだからハイヤーを配車し、代金は自分で支払うということをお聞かせしております。

それで、私は、請求書が来て金額がはつきりわかつた時点で、その日にお金を払ったわけござ

います。私は、それ以前は、払わなきゃいけない金額すら知らなかったんです。本当に、三月九日にわかりましたので、その時点で現金を払いました。

○高井委員 今の説明では、では、秘書に指示したけれども秘書がやらなかった、秘書のミスだったということですか。(発言する者あり)いや、ミスですよ。NHKでは翌月払いが当たり前なんです。そういう監査をしているんですよ、監査委員に後で聞いてもいいですけどね。

○榎屋委員長 質問はそれでいいんですね。会長ですね。

○高井委員 はい、会長に。秘書のミスだったということですか。

○榎井参考人 率直に申し上げて、今回のハイヤーの件でいろいろな疑問を皆さんに持たせたという点については、本当に申しわけなく思っております。それから、やはり私がもう少ししっかりしていれば、こういうふうなことで皆さんに疑念を持たれることもなかったであろうというふうに思います。

ただ、指示ははっきりしておりますから、お金を払うよという私の意思は全くそこで明確だったわけでございます。秘書がどうだこうだということよりも、何はともあれ、私の不徳のいたるところというよりは、やはり私がもう少しはつきりすればよかったというふうには、はつきりすればという意味は、例えば二重に言うとか三重に言うとかいろいろなことがあったと思いますが、監査委員会の指摘を謙虚に受けとめて、再発防止に努めてまいりたいと思います。ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

○高井委員 これはやはり受信料で成り立っているNHKですから、普通であれば、会長がプライベートで行ったお金を秘書に言っていれば、秘書はそれは責任を持ってそれをやる、まさに秘書が秘書の一番の仕事でありますから、それをやっていなくて、請求書が来たら、しかも一旦ほかの業務と、公務と一緒に払ってしまったというの

は、これは大きなミスです。ですから、それをもし会長がそのようにおっしゃるのであれば、これは、本当に秘書が悪かったということで、監査委員、そういう処分にはならないんですか。

○榎屋委員長 上田日本放送協会監査委員、時間が来ておりますから、簡潔に御答弁をお願いいたします。

○上田参考人 お答えいたします。

処分に関しては、監査委員の役割ではないというふうに理解いたしております。

○高井委員 もう時間がありませんので、ともかく、やはり現場の職員のモラルが下がると思いますが、こういうことで秘書が悪いんだみたいな形で発言されると。ぜひそこは厳しくお考えいただきたいと思ひます。

以上で終わります。

○榎屋委員長 次に、梅村さきこ君。

○梅村委員 日本共産党の梅村さきこです。

本日の廃止法案は賛成であります。

きょうは、この臨時措置法廃止にかかわって、地デジ移行の経過と今後の教訓について質問したいと思ひます。

二〇一一年七月にアナログ放送が打ち切られ、デジタル放送に完全移行し、三年八カ月、東北はその後ではありましたがたちまち。私たち日本共産党は、この切りかえに對し、実に約五千万世帯と言われるテレビが一斉に切りかわる放送史上例のない大事業であることを踏まえ、アナログ放送終了時期の決め方は、地デジ波のカバー率や受信機の普及率の達成状況によって決めるべきだと修正案を出して、提案してまいりました。

そこで伺ひますが、総務省は地デジ移行に当たって、当初二〇一一年までにアナログ放送のエリアをデジタル波で一〇〇％カバーすると繰り返して約束、答弁なさってきまして。しかし、途中で、二〇一一年七月までに間に合わない地域について、送信側、放送事業者の整備期限はこの二〇一五年三月まで延ばし、セーフティーネットとし

て暫定的な衛星放送対策を実施してきたわけでありま。

このもとで確認させていただきます。送信側の中継局整備の経過として、アナログ停波前と停波後について、それぞれ整備が終わっていた中継局の数と、それが何割に当たるかをお答えください。

○安藤政府参考人 お答え申し上げます。

デジタル中継局につきましては、これまで、親局を含めまして一万二千七百七十五局の整備をしてきたところでございます。

このうち、東北三県を除く四十四都道府県でアナログ放送が終了、停波した二〇一一年七月時点で、一万一千四百七十一局、割合にいたしますと約九五％になりますが、これが整備され、それ以降に六百四局、約五％が整備されたところでございます。

全体といたしまして、デジタル中継局の整備が完了いたしましたのは、昨年、二〇一四年の五月ということになってございます。

○梅村委員 これだけを振り返っても、そもそも当初お約束していた二〇一一年までに一〇〇％をカバーするという計画、十分準備が整わないまま実施されたことは、経過としては明らかだと思ひます。

そこで、次にお尋ねしますが、こうした送信側の準備、中継局整備が終わっていないもとでデジタル対策が進められない視聴者・国民は、デジタル化切りかえ当初、どれくらい残されていたでしょうか。また、こうした人々をアナログ停波時点で残したことへの御認識を伺ひたいと思ひます。

○安藤政府参考人 お答え申し上げます。

アナログ放送終了時点で恒久対策を必ずしも万全に講じ得なかった、いわゆるデジタル化によって生じた難視聴世帯、これは約二十七万世帯となっております。

これらにつきましては、要因といたしましては、デジタル中継局を置局する中で、アナログと

デジタルの電波の特性の違い等に起因して難視聴地区が発生した。これも、できる限りアナログ放送終了までの間に解消するというところで対策を講じてきました。

先ほど申し上げました二十七万世帯というのは、このアナログ放送終了前に出たそのデジタル難視聴の世帯も含めてトータルの数字でございます。最終的に、平成二十四年三月に東北三県でアナログ放送を終了いたしました時点で、いわゆるデジタル難視聴の世帯というのは十六万世帯まで減少しております。

したがって、最終的に、アナログ放送終了後なお残った世帯というのは、二〇一二年の三月末現在で十六万世帯ということになっております。

○梅村委員 さまざまな御努力をされてきたということではありますけれども、やはり、そもそも受信者側の都合ではなく国の施策として行ってきた大事業でありますから、本来、スタート時点も含めまして、一人として新たな難視聴者を生んではいけないわけではなかつたかと思ひます。それが、セーフティーネット対象として、今の御答弁でも十五万人を超えた方々が当初いらつしゃつたということですから、やはりこれは今後の教訓としてはしっかりと生かしていかなければいけないと思ひます。

特に、多くの方々は、この三年八カ月にわたり、新たな中継局整備ができるまで暫定措置として、特に、地上波を衛星放送で東京のキー局を放映するなどの措置がとられるもとでは、その結果、その地域のローカル放送が視聴できない、また、地域情報が届かないなどの状況が客観的には生まれてきたかというふうに思ひます。もし大きな災害が起こったときに、すぐに地域の情報を得たいというときに立ちますと、やはりそういう中では大きな不安が残されてきたわけだというふうに思ひます。

そこで、三月末のセーフティーネット対策終了までも本当にわずかとなつておりますけれども、残されている世帯数はあと幾つになつてい

かを確認させていただきたいと思ひます。
○安藤政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど御説明させていただきましたように、東北三県でアナログ放送を終了した段階で残されておりましたいわゆる地デジの難視聴世帯、十六万あったわけでございますけれども、対策の進捗によりまして、本年二月末現在、残る難視聴世帯は百二十世帯となっておりますでございます。

○梅村委員 あと百二十世帯ということだと思ひますが、お一人お一人の家庭にとっては、それが大切だと思ひますので、残される一世帯まで、本当にきめ細やかにやっていただけるよう強く要望したいというふうに思ひます。

さて、次に、こうした残された世帯の問題と同時に、視聴者・国民の費用負担自身も、この間、非常に大きなものだったというふうに思ひます。

例えば、テレビアンテナの買いかえや対策にとどまらず、直接受信でも受信環境が悪いために、高性能アンテナなどの整備や、特にケーブルテレビに移行するしかなかった方々もたくさんおられます。

共聴施設、近地共聴施設、集合住宅共聴施設、ビル陰などの電波障害の共聴施設の方々は、関係者の調整、費用負担の両方の御苦労も大変大きなものがあつたというふうに聞いております。

例えば、長野県の南牧村などでは、村として、地デジへの移行で各家庭がテレビを買い換えなくていいようにとの対策を打ったような市町村もあつたというふうに聞いておりますし、とりわけ視覚障害者の皆さんにしてみますと、テレビの情報やラジオから聞けなくなるということで、大きな声が上がるとも、この地デジに対応するラジオの製品化とか、またその費用が、一万円、二万円、三万円ぐらいかかる製品もありましたので、この費用の軽減などを求め、北海道を初め、各地で進められてきたというふうに認識しております。

私たち共産党は、こうした低所得者の支援や受信者側、国民の対策費用の軽減策などを求めています。地デジ移行に伴って生まれた新たな

な難視聴となった世帯の皆さんに至っては、買い換えにとどまらない、さまざまな新たな受信対策が求められてまいりました。

そこで、次の質問ですけれども、新たな難視聴の中で、ケーブルテレビ加入などの対策に移った世帯数を伺いたいというふうに思ひます。月々の料金が発生しております。費用負担は大変大きなものがあるかと思ひます。最低月額料金が二千五百円を超える事業者はどのようになつており、またこの間、どのような軽減対策などが行われてきたかを伺いたいと思ひます。

○安藤政府参考人 お答え申し上げます。

アナログからデジタルへの移行に伴い発生しました、いわゆる新たな難視聴地区への対策としてケーブルテレビ、または既設共聴加入も含めまされけれども、こういった対策を行っていただいた世帯は約二十世帯でございます。今後、残る、今百二十世帯と言っておりますが、うち二十世帯が同様のケーブルテレビ加入による対策という形になつてございます。

こうした中で、今委員おっしゃられましたような、月額にして二千五百円以上の視聴料を払わなければならないようなケーブルテレビ事業者への加入というものは、この残る二十世帯のところにについては現在ない状況になつてございます。

私もといたしましては、ケーブルテレビでの地デジ視聴の料金につきましては、従前より、ケーブルテレビ事業者や業界団体に対して、可能な限り安い料金で提供していただけるように繰り返し要請をさせていただいてきたところでございまして、引き続き、今後も、視聴者にとつて利用しやすい料金やサービスメニューについて要請してまいりたいというふうに考えているところでございまして。

○梅村委員 そのような努力を引き続きお願いしたいと思ひますが、総務大臣、この間の国民の皆さんへの影響や今後の対策などを、この点で伺いたいと思ひます。

○高市国務大臣 まず、地デジの対応につきまし

ては、平成十五年十二月にデジタル放送を開始して、平成二十四年三月までにアナログ放送を停波し、ことしの三月にデジタルの電波特性に起因する難視聴の対策を完了させるというところまでの本当に大事業でございます。

これだけの事業を大きな混乱なく進めてこられたのは、やはり国民・視聴者の皆様の御理解と御協力のおかげだと深く感謝をいたしております。この間、国民・視聴者の皆様には、委員から御指摘があつたとおり、地デジ対応受信機への買いかえなど、そういう御負担もいただきました。

ただ、国といたしましても、エコポイントによる受信機普及の促進ですとか、総務省のテレビ受信者支援センター、デジサポというのがあるんですが、ここで受信者の皆様への丁寧な説明、相談の対応、それから特に、例えばNHK受信料の全額免除世帯や市町村民税非課税世帯などに対して簡易チューナーの無償給付を行うなど、支援を行つてきたところでございます。

今後、やはり地上デジタル放送への移行によって放送サービスの高度化、それから周波数の有効利用が実現されたことで、このデジタル化のメリットを十分に国民の皆様が享受していただくように、質の高いコンテンツが提供されることを期待しております。

また、デジタルテレビというのは、地デジのシステムというのは災害対策上大変すぐれたものでございまして、これらを海外に向けても展開し、日本国内でもつとつと災害のときに身を守るために活用していただける、そういうサービスの提供を期待いたしております。

○梅村委員 この三月を過ぎても、費用負担が重く受信を諦めた世帯もあるかと思ひますし、ケーブルテレビなどの費用負担は続くわけでありまして、こうした世帯への負担軽減、さらに地デジ化にかかわる国民の苦情相談を今後も政府が継続して責任を持って受けていただきたいというふうに思ひます。

そしてさらに、今後高度化を目指す動き、特に

オリンピックを念頭に8K化などの推進が今図られようとしているわけですが、国民負担を軽減し、過剰な負担にならないようにすること、さらに、適切に必要な情報を国民に提供し、合意しながら進めることなど、今回の地デジ化の教訓を今後の技術革新また放送通信行政に生かしていくことを強く訴えて、私の質問を終わります。

○榎屋委員長 次に、吉川元君。

○吉川(元)委員 社会民主党の吉川元です。

本日は、榎井会長のハイヤー利用に関して、昨日、NHKの監査委員会が経営委員会に提出をいたしました報告書についてを中心に質問をいたします。

まず、報告書を見ますと、総合リスク管理室は、会長が業務用のハイヤーを私的に利用したという内部情報を受けて事実確認を開始したということになつております。

報告書では、会長が会長名でハイヤーを使った事例はほかはないとされておりますが、総合リスク管理室の調査というものは、ハイヤー利用以外にどんな内容で、どのような部署に対して調査を行い、また、いつからこの調査を開始したのでしょうか、お答えください。

○石田参考人 お答えいたします。

内部通報があつたのは二月の二十三日でした。それを受けて、総合リスク管理室としては、榎井会長がハイヤーを利用したことがあるかどうかという点について、関係の部署に問い合わせをしました。その結果を受けて、報告書にありますように、二月二十七日に、会長にかかわることでの監査委員会が監査することなので、そういう通報があつたということを経営委員会にお伝えしました。

○吉川(元)委員 これは一つ確認なんですけれども、報告書を見ますと、総合リスク管理室による調査の結果は随時コンプライアンス統括理事に報告されていたというふうに推測されるわけですが、総合リスク管理室やコンプライアンス統括理事は会長とは直接接合はしてなかったという理

解でよろしいのでしょうか。

○石田参考人 お答えいたします。

この件については、会長とは接触はしておりません。

○吉川(元)委員 続いて、監査委員会の対応についてお尋ねをいたします。

三月九日に、監査委員会として、会長を含む関係者からの聴取を直ちに行うことを決定したというふうに報告書には書かれております。一方、その報告書では、それより三日前の三月六日の日に、監査委員が会長に事実確認の聴取を行い、その場で会長がハイヤー代を直ちに支払うことを申し出たことになっております。

これは、監査委員会としてはまだ聴取を行うということを決定する以前に、監査委員の方が会長にこの件を、お話を聞いたということですけれども、そうした理由はどこにあるのでしょうか。

○上田参考人 お答えさせていただきます。

コンプライアンス統括理事からの報告を受けてまして、私の方で会長にお会いして公私の別ということをもつて確認しようということで、三月六日にお話しさせていただいております。

○吉川(元)委員 二月二十七日に初めてこのお話を統括理事の方から聞いたということでありまして、それから一週間そのまま放置をされていたというのは、どういう理由で放置をされていたのでしょうか。

○上田参考人 お答えさせていただきます。

放置していたわけではありませんが、報告を受けて、十分な報告がなされたか、会長の方に第一報が入りますとそれ自体が動き始めますので、準備をする意味で、コンプライアンス統括理事がこれ以上自分たちで調査できないというところまで調べてもらった上で、私が行動をとりました。

○吉川(元)委員 二月二十七日の日に報告を受けたということですが、直ちに監査委員会を開催するということは考えられなかったのでしょうか。

○上田参考人 お答えさせていただきます。

定例の監査委員会は、通常月二回予定されておりますが、監査委員会を開くに当たっては、非常勤の監査役の方にも出席いただく必要がありますので、まずは事実関係をはっきりさせて、その必要性を確認したところで開催を判断するというところで、そういった行動をとったということでありまして。

○吉川(元)委員 そうしますと、ちょっと伺いますけれども、報告書の一番最初の協会の対応のところで、会長が私的にハイヤーを利用したということが確認をされたというのは、これはいつの時点でそれが確認をされたのでしょうか。統括理事の方に伺います。

○石田参考人 お答えします。

私的に利用したかどうかということは、私のレベルでは確認はしておりません。

○吉川(元)委員 そうすると、一月二日にハイヤーが小平市内との往復に使われたということまでしかわからなかったということでしょうか。

○石田参考人 お答えします。

一月二日に会長がハイヤーを利用しているというところまではわかりましたけれども、私的なのかどうかということについては、私どもの方でも、会長に問い合わせしているわけではございませんし、わからないということですね。

○吉川(元)委員 時間がありませんので、もう一つだけちょっと確認させていただきたいことがあります。

報告書を読みまして、ちょっと奇異に感じたのは、監査委員会の意見のところ、五の(一)のところですね。監査委員会は、私的使用であったとしても、その立場上必要な場合もあることは否定しないというようなことが冒頭に書かれております。他方で、この報告書の中にも書かれておりますけれども、内規上は、私的利用というものは認められていないということも書かれております。

これは、監査委員会としては、私的利用があつてもいいのではないんだ、場合によってはしようがないんだという考えなのでしょうか。

○上田参考人 お答えいたします。

監査委員会といたしましては、私用目的であったとしても、会長という立場上必要な、身柄の安全、情報管理及び所在確認のために、協会が手配するハイヤーの利用を必要とする場合があることを否定するものではありません。

しかしながら、監査委員会は、視聴者からの受信料で成り立つNHKにとって、公私の区別が極めて重要であり、とりわけ協会のトップであります会長や会長を支える秘書室等には、高い倫理観と説明責任が求められていることを常に意識して行動すべきであると考えております。

監査委員会といたしましては、まず、執行部において会長のハイヤー、タクシー利用のあり方について検討を行うとともに、仮に協会が手配を行う場合であっても、ハイヤー会社から会長宛ての請求書が届くように手続を徹底させることなど、協会がとるものとしての再発防止策が着実に実行されるように注視してまいりたいと思います。

○吉川(元)委員 会長が支払いは自分でやるということであれば、協会がハイヤーを手配することについては構わないということの認識でよろしいのでしょうか。

○上田参考人 お答えいたします。

先ほどお答えさせていただきましたように、監査委員会といたしましては、私的目的であったとしても、会長という立場上必要な、身柄の安全、情報管理及び所在確認のために、協会が手配するハイヤーの利用を必要とする場合があることを否定するものではありません。

○吉川(元)委員 もう時間が来ましたので終わりますけれども、聞いたことにちゃんと答えていただけでしょうか。終わります。

○榊屋委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○榊屋委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決

に入ります。

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○榊屋委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○榊屋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○榊屋委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時三十三分散会

平成二十七年四月二日印刷

平成二十七年四月三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

O